

# 通算年金制度の解説

## 支給要件(その一)

何年で年金がつくか

通算年金は、いろいろの制

度に加入していた期間を通算

し、その通算対象期間が一定

以上の年数をこえた場合に支

給されることになります。

その年数は二十年から二十五年

です。そこで、どういう場合

にそうなるのか説明します。

(例 11) 被用者年金に長く加入

ていた場合つまり、国民年

金以外の公的年金ばかりに加

入していた者は、通算対象期

間が二十年以上あればよいこ

とになります。(例 11)

それは、これらの老令年金や

退職年金の受給資格期間(年

・ 15

### 便利なミニレター

「郵便書簡」をミニレターといつています手紙を書いた部分を折りたたみ、封をすると切手をはらずにそのまま差し出せます。全体の重さが10グラム以内ならば写真や領収書、請求書なども入れられます。普通の封書やは

がきと同じ大型の郵便物より早く届きます家庭の通信用、旅先からの便りに簡単な贈答用にどうぞ。ミニレターは一枚15円で書き損じたら4円で新しいものと交換いたします

暑中見舞をお出しになりましたか

近況を知らせるチャンス年賀状以後、音信の途絶えている友人、先輩、後輩、知己の人

に暑中見舞、残暑見舞を兼ねて近況を知らせてはいかがでしょう。遠く離れている旧友や知人は大変よろこぶものです。また暑中見舞や贈物をいただいたときは必ず返事を出すことも礼儀です。

金を受けるに必要なかけ金をする期間のこと)が、二十年以上ということになつていています。

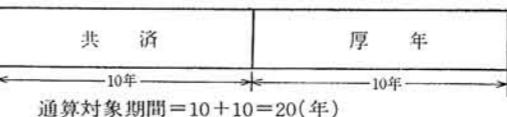
もちろん、それ以外に国民年金の保険料を納めた期間があつてもよいわけです。(例 12)

(例 13) 被用者年金と国民年金とつまり、被用者年金制度の期間だけでは二十年にならない

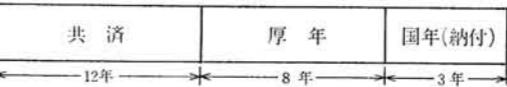
いは前述したような厚生年金の配偶者期間などを通算した場合、その通算対象期間が二

十五年以上あれば年金がつくことになります。(例 14)

### (例 11) 支給される



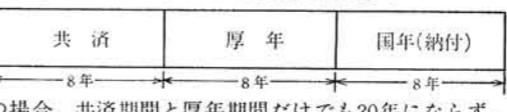
### (例 12) 支給される



この場合、共済期間と厚年期間で、すでに20年を満たしており、年金がついているから国年期間を加えて25年にならなくとも問題はない。

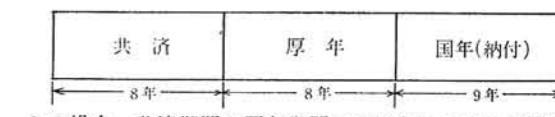
通算対象期間 = 12 + 8 + 3 = 23(年)

### (例 13) 期間不足のため支給されない



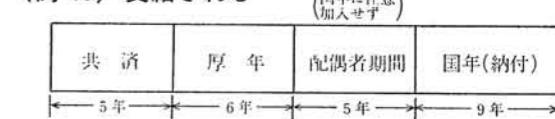
この場合、共済期間と厚年期間だけでも20年にならず、国年期間を含めても24年で、25年にならないため。

### (例 14) 支給される

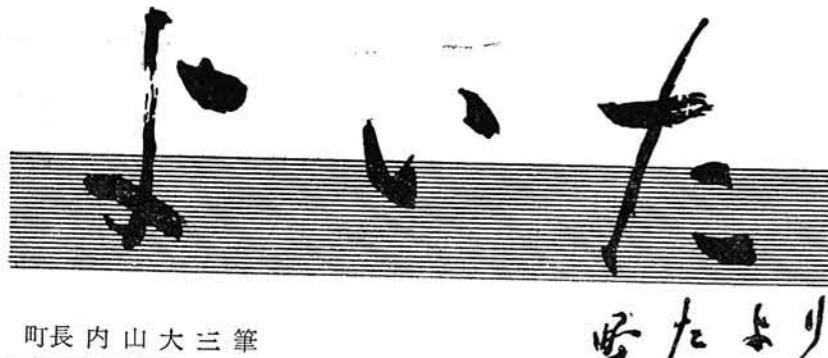


この場合、共済期間と厚年期間では16年しかないので国年期間を加えると通算対象期間が25年になるから。

### (例 15) 支給される



この場合、かけ金をしない配偶者期間があっても、通算対象期間の計算には加えるため、通算対象期間は25年となり共済・厚年・国年の20年分の年金ができるわけです。



町長 内山 大三筆

昭和44年8月10日 ■発行/与板町(代表者与板町長内山大三) ■編集 与板町だより編集委員会



## 涼味よぶおよぐ宝石錦鯉

水に映える華麗な色彩と優雅で清楚な姿は鑑賞魚の王者といわれ、又およぐ宝石ともいわれ多くの人々に愛され親しまれております。当町でも数多くの品種が生産されており、中でも紅白の色上がりがよいということが広く各地に知られております。

これからも、きびしい暑さが続くと思いますが体調に充分な配慮を払つて御活躍下さい。

### 人口の動き

7月31日現在

( )は6月末との比較  
人口 8,146人 (+ 0人)  
男 3,938人 (- 2人)  
女 4,208人 (+ 2人)  
世帯 1,785 (+ 1 )

通算年金制度の解説  
十月より発足  
出生 10人 死亡 7人  
転入 7人 転出 10人

おもな内容は

### 8月は交通事故防止強調月間 交通事故防止にご協力下さい

今年もまた交通事故の多発する魔の季節8月がやつてきました。毎年この時期には暑さによる疲労のために起る居寝り、げんわくによる事故、帰省客海水浴客等の混雑のために起る事故が多く発して大きな問題となつております。このため、この対策に毎年意を払つてきましたが一向に減少せず毎年毎年増加しつづけてきたのが現状です。そこで今年から事故を少しでも減少させようということで交通事故防止強調月間を設けてこの問題を取り組むことになりました。町民の皆さんの御協力をお願いします。

交通事故の発生状況 各年とも6月末日現在			
区分	年別 44年	43年	比較増減
件 数	4,378	3,582	+22.2% 796
死 者	147	94	+56.4% 53
傷 者	5,464	4,451	+22.8% 1,013

おもな内容は



健康な方  
のように、病気  
のないように、  
**生活の知恵**

【4】  
**国民健康保険制度**

国民健康保険は勤労者等の被用者を対象とする被用者保険に加入していない一般住民を対象とする地域保険で、その疾病、負傷者等に関して必要な保険給付を行なうもので

によつてその支払つた金額の七割相当の支払額であります。

（四）その他の国庫補助金  
助産費補助金、保健婦補助金等であります。  
以上保険制度のあらましを  
三年度は一人当り三三五円  
となつて います。

ようこそ大騒ぎしたいと思いま  
す。そして町が行なう健康審  
査には進んで参加頂きたいと  
思います。人間誰しも生涯健  
康でありますと願わぬ者はは  
ないと思いますが何時如何な  
る場合に病気におびやかされ

るかわかりません。健康な方  
は病気の方々のために、病気  
の方は早くよくなるように、  
お互いの幸福のための共済制  
度でありますので何分のご努力  
力とご協力をお願ひいたします。  
す。

## 生活の知恵

## 稻作のシメククリ

通其火取之

発者四九〇一人です。  
保険給付の状況は別表の通りです。  
以上申し上げましてもご理解頂けないと思いますので給付について更に詳しくご説明申し上げご理解頂きたいと思  
います。  
療養の給付とは……被保険者が病気やけが等で医療機関にかかる支払いしなければならない医療費の七割相当分の支払い額であります。  
療養費とは……急病、交通事故等のため被保険者証を持つていなかつた等止むを得ない理由により被保険者が一時全額医療機関に支払つてきに場合保険金請求

(一) 療養給付費負担金  
療養の給付及び療養費の支給に要する費用について百分の四〇を国が負担するもので、従つて療養費のうち四割が国庫負担で、三割が本人負担（一部負担金）残りの三割が保険税負担と言うことになります。

(二) 財政調整交付金  
この説明は省略いたします

(三) 事務費負担金  
保険者が通常国民健康保険の事務の執行に要する費用を負担するもので被保険者

(1) 剪取りの適期  
刈取りの適期は成熟期で、大部分の穂の八〇%程度の穂が黄変した時であり、穂の基部には数粒の緑色の穂が残っている頃です。

登熟の速度は、早生、早植え、少肥などでは早まる。炭水化物の穂への転流は、高温ほど早いが、穂の炭水化物増加は早く停止するので八月の高温下で登熟する。極早生、早生品種は登熟期間が短かい。

一般に出土後成熟期に達する日数は、おおよそ極早生三五日、早生四〇日未満

(2) 早刈り、おそ刈りのへい害  
刈取り時期が早すぎると青々、未熟粒の混入が多くなり、千粒重が低下して収量が減ずる。  
刈りおくれると倒伏しやすくなり、過熱による穗折れや脱粒を生じて減収する。また穂先芽や胴割米、茶米などが増加して米粒の光沢がなくなり米質が低下する。

溝を掘つて排水をはかる。刈取りまでに農道を整備し、稲架、脱穀、乾燥施設の整備を行ない、事前の計画を周到にする。

を細かくきざみ投げこんでおくと、ウジがわかない、昔から言われています。までは生のままでも煮出したとしても効果があります。ミンの皮は酸性でウジはきいなのです。

△ゴキブリ▽通る道筋、きまつっているから、そこデルトリン、ダイアジノなどの噴霧剤をふきつけと、二ヶ月は効果があります。

なお、一回塗ると数年間効果がある防虫塗料もあります。D.D.Tなどを含む性塗料で一キログラム五六百円で市販されており、ゴキブリなどは数分で死

# 寡婦福祉資金制度十月より発足 〔中高年令婦人福祉対策〕

四十才以上の結婚経験のある婦人のうち二十才未満の子を有するものは母子福祉資金の貸付対象となるが、子のないもの、又は子があるても子のすべてが二十才を越えた者は、従来迄、母子福祉資金の貸付対象とならず、寡婦福祉対策として資金制度創設が望まれていたが、四十一年度の予算で、国庫補助として新規に予算計上が認められました。

寡婦福祉資金制度は十月一日から貸付けが開始されます。

貸付業務の実施機関は県があたり母子福祉資金の取り扱いに準拠することになつています。資金の種類、貸付金額の限度、償還期限は次の通りです。

## 寡婦福祉資金の内容

資金の種類	内 容	貸付金額	据置期間	償還期限 (据置期間経過後)
事業開始資金	寡婦が事業を開始するのに必要な経費	300,000円以内	1年間	6年以内
事業継続資金	寡婦が事業を継続するのに必要な経費	150,000円以内	6箇月間	3年以内
住宅資金	寡婦が住宅を補修し、改築または増築するのに必要な経費	200,000円以上	6箇月間	6年以内
転宅資金	寡婦が住宅を移転するために必要な住宅の賃借に際して必要な経費(敷き金、権利金)	18,000円以内	6箇月間	3年以内
療養資金	寡婦が医療(当該医療を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるのに必要な経費	100,000円以内 (ただし、特に必要な場合は150,000円以内)	医療を受ける期間が満了してから6箇月を経過するまで	5年以内
生活資金	寡婦が技能習得資金の貸し付けを受けて知識、技能を習得している期間又は療養資金の貸付を受けている期間中の生活を維持するのに必要な経費	月額7,500円以内	技能習得資金又は療養資金の据置期間が経過するまで	(技能習得) 10年以内 (療養) 5年以内
結婚資金	寡婦が扶養している20才以上の子(孫、曾孫等を含む)の婚姻に際し必要な経費の結婚資金	50,000円以内	6箇月間	5年以内

前号の徳昌寺詩碑の写真  
不明瞭で照合ができなかつことは残念でしたが止むを  
ません。本号は前号の継続  
読みのつづきから掲載しま  
〔）読みのつづき  
淨く供養を弁ず諸僧衆  
今日好縁好因縁眷々、  
無縁の法力苦界を渡し、  
多少の亡靈諸天に生ぜん  
ももなかのいさむむらたけ  
ささめの、いさかかのこす  
づくきのあと、  
（これは申すまでもなく和で  
ある。大意は「四・五十本を  
えている小さな竹の林にそと  
ぐかすかの雨のよな取る  
足らない私がいさかこのこ  
たを作つてかきのことして  
く」というほどの意味であ  
が、良寛さまが深く研究さ  
た万葉集の言葉を多く用い、  
この道の専門家である故吉  
秀雄先生は名歌であるとして  
激賞されている。勿論私なれば  
には明快な解説はできない。  
（二）語句の意味

元亨の詩と其の後